

自治基本条例の項目

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 条例の位置付け
- 第4条 基本理念
- 第5条 まちづくりの基本原則

第2章 市民

- 第6条 まちづくりに参加する権利
- 第7条 市政の情報を知る権利
- 第8条 市民の責務
- 第9条 事業者の責務

第3章 議会及び議員

- 第10条 議会の役割及び責務
- 第11条 市民に開かれた議会
- 第12条 議員の役割及び責務

第4章 市長及び職員

- 第13条 市長の役割及び責務
- 第14条 職員の責務
- 第15条 職員の育成

第5章 行政運営

- 第16条 行政運営の基本
- 第17条 総合計画等
- 第18条 財政運営
- 第19条 行政評価
- 第20条 公正で信頼の置ける行政運営の確保

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

- 第21条 市政への市民参加の推進
- 第22条 住民投票
- 第23条 市民によるまちづくり活動の促進
- 第24条 青少年や子どものまちづくりへの参加
- 第25条 情報公開
- 第26条 情報提供
- 第27条 個人情報の保護
- 第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり
- 第29条 区におけるまちづくり

第7章 他の自治体等との連携・協力

- 第30条 他の自治体等との連携・協力

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

- 第31条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価
- 第32条 この条例の見直し
- 第33条 市民自治推進会議

第4回 (R2.11.5)

- ・前文～第5章まで現状評価、課題抽出
- ・R2年度 市民ワークショップテーマの意見聴取

第5回 (R3.1.14)

- ・第6章の第21条～第22条まで現状評価、課題抽出

第6回 (R3.3.26)

- ・第6章の第23条～第28条まで現状評価、課題抽出

第7回 (R3.7.7)

- ・第6章の第29条～第8章まで現状評価、課題抽出

第8回 (R3.11.12)

- ・自治基本条例の見直しの必要性について
- ・市の施策や制度についての評価、提言の方向性まとめ

報告書案作成(座長、委員、事務局)

第9回 (R3.11～12) ※書面開催を想定

- ・自治基本条例の検証に係る報告書内容の最終確認

第10回 (R3.12～R4.1)

- ・市民参加条例制定の必要性について

報告書案作成(座長、委員、事務局)

第11回 (R4.2)

- ・市民参加条例制定に係る報告書内容の最終確認